

中小企業経営・政策テキ 論点整理表

テーマ	論点	ポイント	出題率	重要度	備考・間違いノート
第1編 中小企業経営				模21	○当年版白書、医療・福祉分野
§1 中小企業概論	①中小企業とは	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法による中小企業の定義(定量)は、業種ごとの数字を覚える。必ず出る。ちなみに中小企業基本法は最重要。後半第2章中小企業政策のトップバッター。 製造業他 3億円 300人以下 20人以下 卸売業 1億円 100人以下 5人以下 小売業 50百万円 50人以下 5人以下 サービス業 50百万円 100人以下 5人以下 ・定性的・類型化の基準は覚えなくて良いし、問題も作りづらいはずなのでPASS。 ・中小企業の強み弱みは2次論点の基本スタンスとして重要。強み→迅速性&意思疎通、弱み→経営資源の質・量の制約 		直18	○中小企業・小規模企業に関する統計 ×細かい、事業所数が増加した産業
	②位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業政策の重要性・必要性を統計データを通じ定量的に掴む。企業数420万社(99.7%)、事業所数560万社(99.1%)、従業者数2,800万人(70%) 製造業は工業統計(出荷額・設備投資額・付加価値額)、卸売業・小売業は商業統計(販売額、従業員数)。あと開廃業率もきちんとロジックで理解。 		模7 模13 模15	<ul style="list-style-type: none"> △卸売業の1人あたり販売額 →逆イメージ再チェック ×小規模企業の事業所数 →中小まで押さえたが小規模は押さえモレ。復習追加 ○従業員規模別・企業数の推移
§2 中小企業の動向	①日本経済	<ul style="list-style-type: none"> ・サブプライムによる輸出鈍化→外需大幅減へ。原油高によるコストアップ→転嫁しきれず収益性悪化。建築基準法の改正(姉歯)→建築着工件数減→建築不況。いずれも因果関係だなぁ。 		基1 直1	<ul style="list-style-type: none"> 原油高の影響9割・6割 ×建設着工件数の減少 →前年同期比△37%、建設業倒産前年同月比+30%増加。☆マークモレ
	②景気動向	<ul style="list-style-type: none"> ・倒産増加、景況感の悪化。大企業との利益率の格差広がる。資金繰りも弱含みになり、新規求人が減って雇用への貢献も低下傾向に。 		基2 直2 模1	<ul style="list-style-type: none"> ×景況感統計 →CF改善幅を超えて設備投資が増加したのは2006年。2007年は鈍化。 ×景況感統計 →景況感・資金繰り・利益率・雇用に関する各種グラフを直前答練で追加 ×利益率の推移 →大⇄中小で格差拡大、利益率の差は06年単年なら4.3%、直近5年平均なら3.6%を使い分け
	③構造変化	<ul style="list-style-type: none"> ・利益率低下の要因として①消費↓ ②グローバル競争↑ ③公共投資↓。さらに業種間の格差は、地域間格差となり求人倍率の不均衡、創業意欲低下などのマイナスを生じている。 		基3 基4 直3 模2 模19	<ul style="list-style-type: none"> ○大⇄中小の付加価値率 グローバル化による中小企業の業種別出荷増減(40%↓) 自営業者対会社員収入をさらに業種別→テキスト外でわかるわけない。捨て問の判断をする練習 ×利益率低迷の背景(経済チック) →民間需要伸び悩みの原因は①失業率高止まりによる賃金抑制 ②非正規雇用の増加が賃金押し下げ要因に ○中小企業性製品の輸出入額 →洋服の入った木製タンスで処理 ×第二次・第三次産業の平均給与 →ノーマーク&逆イメ。テキスト再チェック
	④ §1-2まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめると、様々な環境変化による需要減が大企業より中小企業に強く影響し、更に原油価格高騰等のコストアップにより利益率減を招く。中小企業が果たすべき①市場競争 ②イノベーション ③就業機会 ④地域発展を維持するために、中小企業の生産性向上と事業環境整備をしましょう、という壮大な前振り。 			
§3-1 構造変化と生産性	①経済構造変化と労働生産性	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化・人口減少は、(マクロ経済的に需要面・供給面を考えると)需要面で「国内市場縮小」、供給面で「GDP減少」というリスクを招く。このうちGDP減少について「労働生産性UPで付加価値UPを図りましょう」ということが政府のスタンス。 		基5	2050年人口推計
	②労働生産性の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の労働生産性は他国に比べて低く(一理由確認必要)、今後の経済のサービス化の進展を考えると、サービス産業の生産性UPが大きな課題。 ・労働生産性は大企業>中小企業>個人企業、の順。 労働生産性=付加価値/労働投入量 =付加価値/資本ストック × 資本ストック/労働投入量 (資本生産性) (資本装備率) を考えた場合、大企業⇄中小企業間の資本生産性は大きく、資本装備率の差が問題と分かる。 ・また労働生産性を業種別に見ると、製造業・情報通信・卸(→外需or付加価値型) →高い 小売・飲食宿泊・他サービス(→内需型・消費型)→低い 関係にある。また企業業績と労働生産性に相関がある一方、労働生産性への認識度は依然として低いまま。 		基6 直4 模3	<ul style="list-style-type: none"> ○労働生産性=資本装備率×資本生産性 ×労働生産性の対外比較 →日本の労働生産性は米国の7割、G7中最下位だが、NZよりちょっとだけ上。細かい... ○中小企業の労働生産性
	③取組と生産性	<ul style="list-style-type: none"> ・高生産性の企業群が採っている取組として、IT活用・広域販売・直接輸出・製品/サービスの差別化・研究開発・業務の機械化・業務委託/外注・外部専門性活用、等が挙げられる。 ・また終身雇用制が見直される一因として、就業年数↑→スキル↑→社内ノウハウ↑→労働生産性↑、の因果関係が指摘できる。 		直5 模4	<ul style="list-style-type: none"> ○労働生産性の高い企業に共通の取組み ○労働生産性の高い企業の特徴

	④ §3-1まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府の政策として「中小企業の労働生産性UP」が重要。労働生産性の分解式で考えた場合、 <ul style="list-style-type: none"> ①資本ストックで分解 →資本装備率の向上が課題 ②分母分子の増減で分解→労投削減型業種では人的資本の蓄積の阻害が問題と言える。 ・高生産性につながる施策を紹介し、終身雇用制度のメリット面の見直しを指摘している。 ・つまり、労働生産性が低いまま労働投入量を減→生産性高める工夫による、従業員重視・人的資本蓄積施策がベター。 	模18	○業種別に見た労働生産性の伸び率
§3-2 経済のサービス化と中小サービス産業	①サービス化の進展とサービス産業	<ul style="list-style-type: none"> ・§3-1での労働生産性改善の指摘が特に重要な「サービス産業」について更に踏み込んで指摘をする。 ・第3次産業は国内総生産7割・就業人口7割を占め、その重要性が増す一方、生産性の低さが課題。特に事業所向け(情報通信他)に対し消費者向け(小売・飲食宿泊・医療福祉・)において改善の余地がある。 ・サービスの特徴5つ・企業経営理論で復習。 	直6 模5	○7割・7割 ×サービス化の進展 →第3次産業=GDP7割、を再確認
	②現状	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性は、事業所向け>消費者向け。労働生産性と企業業績に相関がある一方で、労働生産性の必要性の認知度は高くない。今後の改善余地。 	直7 模6	○労働生産性に対する認知度 ○中小サービス産業の生産性
	③改善策1(付加価値向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における付加価値向上への認知度は上昇している。特にサービスに対する不満・トラブルを認識し、サービス品質UPや不満・トラブル解消をしようとする意識は高い(目に見えるからかな?)。 		
	④改善策2(取引環境の改善、価格UP)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス価格(特に消費者向け)の引き上げが難しいのは、 <ul style="list-style-type: none"> ①サービス価格はコスト積上げより市場価格で決まりやすい ②価格への反映=業種別の差はない。ただし25%が品質向上→価格↑につながりにくいと回答。 ③②の理由→価格競争激化、景気低迷、需要減(などの市場環境)が挙がる、しかしその一方で価格UPのために以下の動きが出てきている。 <ul style="list-style-type: none"> ①説明強化(小売・他サービス) ②契約内容の透明化(不動産) ③実績づくり(小売、飲食宿泊。→リピーター?) 	基7 模8	サービス価格の決定方法と引き上げ難の理由 ○サービス価格の決定方法
	④-1サービス業の効率化の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の標準化 ・業務プロセスの見直し ・ITの導入 	直8	○業務標準化のためのマニュアル導入 →マニュアルの導入状況の切り口 ①労働生産性・層別 ②従業員規模別
	⑤サービス業を支える人材	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス業では特に「人材重視」が意識される一方で、足元のコストカットの必要(=労働投入量↓による利益確保)から、非正規雇用↑・賃金単価↓→人的資本の毀損、の流れが起きている。 ・この流れは97年の山一・拓銀ショックが契機。経済縮小→雇用削減(就職氷河期)→第3次産業が受け皿(但し非正規雇用)→賃金単価↓→第2次⇄第3次産業の賃金格差→人的資本蓄積阻害。ものすごい因果関係つながり。 		
	§3-2まとめ	つまり、中小サービス産業における低生産性・人的資本蓄積遅れが課題。この改善策はある。		
§3-3 ITの活用	①ITの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットは9割の家庭に普及し、ネットショッピングの購入経験も5割。しかし中小企業では「スピード要求の増」「競争激化」などの後ろ向きな捉え方が残る。ただ地理的制約の解消策として活用例も出てきている。 		
	②中小企業の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・IT装備状況は大企業>中小企業の格差。ハードウェアは大差ないが、ソフトウェア、サービス購入コストで差がついている。 ・電子メールは9割の企業が利用。自社HPの開設率は低い。インターネットバンキングなどの進んだ取り組みは、大・中小ともまだまだで差がない。 	基8 模9	中小企業のソフトウェア支出と残高 ○情報システムの活用状況
	③IT活用の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・○学習面・業務面で効果があり、△業績面・顧客面での効果は相対的に現れにくい。効率化の成果は人減らし(1割)でなく、人員再配置や時短に向かう ・IT投資の成功要因や投資判断基準は常識レベルで。事後評価を50%弱の企業が行っていないことは問題視。 	基9	事後評価9割
	④IT活用に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活用のボトルネックや課題をアンケートで確認、常識レベル。システムベンダーの東京他への集中が地方企業のIT化の障害である、という指摘はある意味なるほど。 		
	☆追加論点 SaaS/ASP	<ul style="list-style-type: none"> ・SaaS向けSLAガイドライン→経産省 ・ASP/SaaSにおける情報セキュリティガイドライン →総務省 	直9	×SaaS・ASP向けガイドライン →追加論点・コラム
§3-4グローバル化への対応	①日本経済のグローバル化	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアを核とする経済・GDP成長により、2002→07年の5年間で日本の輸出(61%増)・輸入(73%増)は共に60%以上の大幅な増加。 ・地域的にアジアの構成が大きい(輸出35、輸入31)ことと、海外直接投資の増=海外生産比率の増となっていることを数字まで押さえる(進出企業ベース32%、全法人ベース18%)。 	基10	日本の輸出伸び率2002→2007(60%↑)
	②輸出と生産性	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業におけるグローバル化と生産性との関連は、輸出⇄海外生産に切り分けて押さえる。 ・輸出の論点では、中小企業性製品の輸出需要増を受け、製造業・卸売業で増加。非製造業の輸出比率は相対的に低いが、旅行収支・その他営利業務(仲介貿易)・特許等使用料などのサービス輸出の増加傾向に注目。 ・輸出比率は従業員規模と生産性と相関を持つ。特注品対応は利益率押し上げ。 ・輸出の課題は、海外製品との競合、為替変動、輸出パートナー確保 	直10 模12	○サービスの輸出額 ○サービスの輸出とサービス収支
	③海外生産と生産性	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開する中小企業は10年で4割増加したが、製造業より非製造業の数の方がやや多い。また進出は従業員規模・生産性と相関を持つ。 ・海外展開の課題は、マネジメント人材・現地賃金コスト↑・品質管理の難しさ。 	基11 模11	海外事業展開 ○製造業の海外生産比率

	④中国インドベトナム	<ul style="list-style-type: none"> 中国では規制緩和により非製造業の進出が増加中。製造業では中国国内販売比率(50%超)・調達比率(70%弱)。 ①中国の販売・供給市場の成長 ②海外進出企業間での取引増、の2面で考えておく。 中国での3つの経営リスク ①賃金↑ ②地場との競争 ③外資政策(低減税率×)の点から、インド・ベトナム等他地域にも注目しておく。 インドは市場目的が主。直接需要と自動車関連産業。 ベトナムは労働力確保が主。2005→2006年で直接投資は3倍増。 	直11	×非製造業の中国への進出
S 4-1 中小企業事業再生 ・小規模企業と地域	①業況感と倒産動向	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の業況感、景気や大企業の動向の影響を強く受け、○機械関連製造業、△非製造業と、機械以外の製造業。地域別には製造業の業種構成の差の影響を受け、首都圏・中部・近畿が良く、地方は△。非製造業は地域別の差は少ない。 倒産件数は2001→06は↓、06→07は6.4%の増加。建設業の倒産が多く、その結果地方への影響が大きい。ただし(開)廃業率は大都市の方が高いことに言い直し注意。いかにも出そう。 	直12	○倒産件数 →商工リサーチデータ。イメージ通りで○へ
	②開廃業の動向	<ul style="list-style-type: none"> 4つの開廃業率データの趣旨と数字の違いを覚える。重要。総務省・法務省・厚労省・タウンページデータベース。 つまり、開業率増加の反転増の傾向にあるが、小規模・個人事業者は一貫して減少。 業種別には情報通信・医療福祉の開業率が増。地域別には、①開廃業率とも高い→大都市 ②両方低い→地方、の2分法。 	基12	×開業率・廃業率 →総務省データでは開6.4<廃6.5 開>廃となるのは法務省・厚労省データ。 まず3つの官公庁データの定義を押さえることが必要。
	③倒産・再生支援	<ul style="list-style-type: none"> 倒産件数は02→05年に減少を続けたが、06年あから増加。手形取引の減少により、「銀行取引停止」が減、「法的整理」が増加していることが特徴。 需要の縮小している小売業・建設業の倒産が多く、また小規模企業ほど比率が高い。 中小企業再生支援協議会は、中小基盤整備機構による支援・相談事業。製造業の利用が多いが、「相談」が本人からのものが多く、「再生計画完了」は金融機関経由のものが多いことが特徴。 	基13	×開業率・廃業率 →総務省データでは開6.4<廃6.5 開>廃となるのは法務省・厚労省データ。 まず3つの官公庁データの定義を押さえることが必要。
	④地域を支える小規模企業	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業→正規雇用確保、の主張。大企業が非正規雇用による雇用増なのに対し、中小企業は雇用数横ばいながら、正規雇用守って頑張ってます、というアピール。だから何？といわれればそれまで。 ※(逆イメージ)02→06対比での増減率のバラつきは押さえる。雇用者数は大は↑、中小は↓。正規雇用者比率は全業種とも↓(←横ばいをアピールしたかったはずだか?)。 	基14 直14	×従業員規模別、雇用者数・正規雇用者比率 →大まかイメージだけでなく、答練で出される逆イメージ傾向はリストアップしておく。 ○小規模企業の活性化
S 4-2 中小企業金融の機能強化	①地域の中小企業金融の現状	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業への貸出残高の減少は都市銀行の減が大きい。一方頼りにすべき地域金融機関は不良債権比率の改善遅れが課題。鶏と卵。 02年「金融再生プラン(竹中プラン)」での資本注入を契機に、不良債権処理が進み、02年8.4%→07年2.5%(平均)、1.5%(都銀)まで改善。これに対し4.5%(第二地銀)・3.9%(地銀)と遅れが目立つ。 中小企業は借入依存度が5割以上、また県内メインバンクが6割。地域金融の重要性が高い。 資金調達環境自体は、公的施策を受け、拒絶率は改善・低下・安定横ばい エクイティファイナンスやファンドなども普及傾向へ。 同族資本が7割。擬似資本(借りっぱなしの資金)があるのは5割以上。 	基15 直15 直16	×開業率・廃業率 →総務省データでは開6.4<廃6.5 開>廃となるのは法務省・厚労省データ。 まず3つの官公庁データの定義を押さえることが必要。
	②調達の多様化	<ul style="list-style-type: none"> スコアリングモデル・シンジケートローンなどの利用経験も増加しているが、まだ担保・保証への依存度は高い。 	模16	○中小企業金融の円滑化
	③開示とガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> コストのかかる開示は嫌われるが、金融機関からの借入には信頼を得ることも必要です。 ガバナンスの対象、ステークホルダーは小規模は代表者=オーナー。企業規模が大きくなるにつれて「株主」。 		
S 4-3 連携・ネットワーク	①a組合	<ul style="list-style-type: none"> 企業数の減少に対し組合数は横ばい維持しており、組合へのニーズが強いと考える。 サービス業や異業種組合の新設盛ん↑ 卸売は不活発→製造・小売は減少↓。 (逆イメージ)製造業は僅かに増加。 同業組合→異業種組合への流れ。 	基16	×組合の新設・解散 →建設業組合はわずかだか新設>解散 いい加減にしろ!と思うが、これも貴重な持ちネタ帳にメモメモと。。
	①b事業連携活動	<ul style="list-style-type: none"> 事業連携活動でもほぼ同傾向だが、製造業・サービス業が盛ん。自分中心・同業者=ライバルとなりやすい、卸・小売はやや低調。 やっても成果がでるまで時間かかる、良い相手がいない、などの問題点 	模17	×農林水産資源の活用状況 再チェック
	①c産学官連携	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発活動=大企業中心、となり大企業:中小企業=8:2。ただし地域の大学から見れば中小企業のがんばりにも期待。中小企業の取組率は5.2%であるが製造業では10%突破。民間データだから出ないか。。 	模20	×産学官連携の実施状況
	②農林水産資源	<ul style="list-style-type: none"> 農工商連携で詳しく学ぶ前振り。農林水産型は「中小資源活用プログラム」10,000件のうち3割、「地域団体商標」のうち5割以上を占め、地域活性化にとりとても重要。 その一方で割高・供給不安定などの問題あり。またマーケットインの発想がまだまだ不足? 		
	③商業・コミュニティビジネス	<ul style="list-style-type: none"> 小規模小売業=商店街の問題。88年→04年の統計で販売高・事業所数ともに2/3に激減! 地域の活性化には商店街の役割が大切。商店街の自力のみでは限界があるため、地域内連携などがポイント。 コミュニティビジネスは自治体財政難を受け、NPOへの期待が高まる。 	直17	×商店街・小規模小売業の厳しい現状
第II編 中小企業政策				
S 1 中小企業基本法	0総論	経営と打って変わり、政策は重要論点(伝えたい政策)が繰り返し出題される。その意味で時間をかけて学習、過去問トレーニング等による努力が「報われる科目」。それではレッツゴー!		

	①概要	・日本経済、中小企業をとりまく経営環境の変化を踏まえ、経産省-中小企業庁-(独)中小企業基盤整備機構のラインを軸に中小企業関連の施策を行うが、その全ての基本となるのが「中小企業基本法」(1999年12月改正)。 ・診断士試験的には、4つの理念と4つの基本方針をカバー。4基本施策に切り分けて各論点を押さえる <4理念> ①イノベーション ②市場競争 ③就業 ④地域経済		
	①概要つづき 中小企業基本法の基本施策=政策の柱	<4基本方針・施策=政策の柱> ①経営革新・創業促進 → § 2-4~7 新事業活動促進法 ②経営基盤強化 → § 2-8 経営基盤の強化。最大のボリュームで関連法令もいろいろ ③経済的社会的環境の変化への対応 → § 2-9 変化対応・セーフティネット ④資金供給円滑化・自己資本充実 → § 2-1~3 資金供給円滑化ほか。 最後のおまけ「施策実施にあたっての小規模企業への配慮」→ § 2-10	基17 基18 直20 模31	中小企業基本法4つの基本方針・施策 →理念⇔方針・施策を正しく切り分けて理解しておく。 中小企業・小規模企業の定量定義 →サザン医院午後来い+20(5)人以下。 商社は卸売業。 ○基本4施策 ○中小企業の定義(やや捻り) ○小規模企業の定義 ×定量定義 →上級知識を2つ追加
§ 2-1 資金供給の円滑化および自己資本の充実	①資金供給の円滑化・多様化	・中小企業の多くが資金調達を借入に依存していることから、政府系融資・信用保証・セーフティネット貸付などの施策が講じられている。 ・政府系金融機関とは日本政策金融公庫と商工中金(商工組合中央金庫)。前者は旧「中小企業金融公庫(=中小企業事業、特別貸付のみ)」と「国民生活金融公庫(=国民生活事業、特別+一般貸付)」からなり、軒は一つで母屋が2つ。 ・信用補完制度は「信用保証」とそれを支える「信用保険」の2本柱。全国52箇所にある「信用保証協会」が、中小企業が借入をするときに(保証料をとって)信用保証をすることで資金調達の円滑化を図る。事故の際は信用保証協会が代位弁済(して債権回収)。信用保証協会のリスクは日本政策金融公庫が信用保険制度で70~80%の再保険を引き受けてバックアップ。 ・リスクの分担の観点から、信用保証協会の代位弁済は80%までとし、20%は金融機関持ちとする。ただし小規模企業は保護が強く、100%保証。 ・セーフティネット保証制度は、特定事由(災害など)において、市町村の認定(第三者)のもと普通保証(2億円)・無担保保証(8千万)・無担保無保証人保証(12.5百万)の限度額を倍額おかわりする制度。 ・セーフティネット貸付制度は、中長期的には回復が見込まれる中小企業に日政金・商工中金が融資。→経営環境変化・金融環境変化・取引企業倒産対応、の3つ。限度額は億円単位。 ・残りは流動資産担保保証と、第三者保証人不要までがまばってカバー。	基19 直21 基20 直22	○日本政策金融公庫 →旧機関の名前。H21は難易度上げるため、古い制度・機関の名称を聞いてくるリスクがあるので注意。 ○日本政策金融公庫 信用補完制度 ○セーフティネット保証制度
	②自己資本の充実	・中小企業の自己資本の充実策は①中小企業投資育成による投資 ②投資事業有限責任組合、の2点。おおまかなイメージでOK。		
	③中小企業関連税制	・中小企業への優遇税制のポイントは①法人税軽減(800万円×△12%=96万円) ②交際費課税緩和(400万円×90%までは損金算入可)が主。青色申告は会計ルール遵守のごほうびで、65万円の所得控除と専従者給与控除 ・中小企業投資促進税制、エンジェル税制、人材投資促進税制などは、さらつと。	模22 模22	○法人税の軽減税率 ○中小法人の定義・資本金1億円
§ 2-2 中小企業の事業承継	①事業承継	・実務上では事業承継は大事な問題だが、診断士試験上の出題頻度はまだ低い。今後出そうなので、基本論点を1つカバーしたい。 ☆出そう→「経営者死亡等による事業承継において、経済産業大臣の認定により、信用保証法による資金借入保険の別枠化、政府系融資を行う」 ・その他事業承継融資センター・事業継続ファンド(ハンズオン支援)。	基21 ★ 直23 模27 模27	×経営承継円滑化法 →日本政策金融公庫からの貸付は代表者個人へ。へえ・。 (テキスト外)自社株式生前贈与の特例 →3つの活用要件を満たすと2つの特例(除外・固定)を受けられる。 ○事業承継支援 ×経営承継法 法スキーム ×経営承継法 相続税の納税猶予
§ 2-3 中小企業の再生支援	①産業活力再生特別措置法	・中小企業政策においては、中小企業再生支援協議会の出番。ただ出るとしたら政策ではなく「経営」か。 ・中小企業再生ファンド		
	②中小企業再生資金の円滑化	・政府系による企業再生資金貸付や、信用保証協会による借換保証など。さらつと。	直24 模23	×アーリー/レイターDIP ×中小企業再生ファンド
§ 2-4 新事業活動促進法→新連携	①新事業活動促進法の概要	・既存の支援策が複雑との指摘から、3つの法律をまとめた「新事業活動促進法」が2005年に制定。カバーする支援策は①創業 ②経営革新 ③新連携 ④技術革新 ⑤地域 の5つ。早慶新事業地域。①~③大切。じっくりしっかり。		
	②新連携支援	・2社以上の異分野企業の連携を、「新連携支援地域戦略会議」が様々なサポートする施策。マンガでイメージし、過去問カバーすればOK。	基22 直25 模30	×新連携地域戦略会議 →全国9ヶ所に会議・事務局両方ある。 ×新事業活動の4つの定義 →内容までしっかり。新商品/役務と、既存商品/役務の新しい生産販売方式 ×新連携事業の要件、連携体の条件 ・2以上異分野→中小企業は2社必要 ・日本標準産業細分類? 同じでも中身違えばOK ○連携体の要件
§ 2-5 創業・ベンチャー支援	①総合的支援	・新事業活動促進法により、①研究開発予算の配分強化 ②成果の事業化支援を行う。 ・特定補助金→フィージビリティ・スタディから研究開発まで幅広く支援 ・特定補助金を受けた中小企業等→5つの特典①特許料等減免(1/2) ②中小企業信用保険法の特例(保証枠↑) ③投資育成(株)の特例 ④(小)設備資金制度の貸付が2/3にUP ⑤新事業活動促進基金(日政金)	基23	×SBIR支出目標の決定 →閣議決定。経産大臣単独ではNG。テレビで良く見る「閣議」をイメージ。 ←細かいぞ!

	②資金面の支援	・ここが出る。資金面の支援策は「新事業開拓促進融資」「新創業融資」の2つ。うち前者に含まれる2つがポイント。 ①ベンチャーファンド出資事業・創業→公開でのキャピタルゲイン狙い ②がんばれ！中小企業ファンド：新事業に挑む中小→投資インカムゲイン→出資総額の1/2までを中小企業基盤整備機構等が有限責任で出資 ・新創業融資は、事業計画があれば日政金が1,000万円まで融資。融資条件・融資対象は出るかも。	模24 模24	×新創業融資制度の要件 →事前マークも、2/3補助押さえモレ ×新創業融資制度の取り扱い機関 →押さえモレ、日本政策金融公庫
	③経営面の支援	・市場開拓の出会いの場を演出。ベンチャープラザはこじんまり。ベンチャーフェアは国際フォーラムでやや大々的に。		
§ 2-6 経営革新の支援	①経営革新の支援	・中小企業の生産性向上を図り、国が策定した基本方針にもとづいて個別やグループの中小企業者の経営革新計画に対し、融資・税制面・信用保証などの優遇策で誘うのが「経営革新計画」。 ・試験的には届出先が「都道府県知事等」であることと、数値目標の付加価値(額・率)と経常利益の3・4・5%UP計画。And条件。 ・付加価値額と経常利益(の定義)は出る。 ・経営革新計画自体は承認されるだけでは何も起きず、個々の施策への挑戦権GET。簿記1級みたいなもの。	基24 模28 直26	経営革新計画・伸び率目標 ○経営革新計画・定量目標 ×経常利益の定義=OI-営業外費用。 →営業外収益は無視。棚ぼたは認めない。逆イメージだったが、そりゃそうだ。
	②経営基盤強化の支援	・支援策自体は経営革新計画と似たようなもので、業況悪化した特定業種・特定組合を対象とするのが「経営強化計画」。一応セットでおまけ。タイトルまざらわしいが重要性低い。 ・経営革新の成果を紹介するイベントが「中小企業総合展」。経営革新の成果を持ち寄ってビジネスマッチング。ふうん。		
§ 2-7 ものづくり	①ものづくり基盤技術の高度化	・ものづくり基盤技術の育成を図り、産学官の共同研究体によるハイリスク・イノベーション研究開発を募る、各種施策のうち88億円の助成金をばら撒く「戦略的基盤技術高度化支援事業」が目玉。経産大臣の出番。	基25 直27 模29	ものづくり基盤技術20 ○特許料減免は6年まで ×ものづくり基盤技術、20個の内容 →内容も一通り押さえる ×イノベーション推進事業 →再チェック
	②環境整備	・川上・川下ネットワーク構築支援、ものづくり人材育成、等。	模37	
§ 2-8 経営基盤の強化	総論	・中小企業基本法の下、よりどりみどりの特別法による支援策の論点をマスター。よく出る重要。一通り知識を体系化したら過去問トレーニングでばっちり理解！		
§ 2-8-1 経営資源の確保	①中小企業支援法	・中小企業支援法は、中小企業支援センター(地域・都道府県等)や中小企業基盤整備機構・中小企業診断士制度の根拠法令。		
	②中小企業基盤整備機構	・中小企業庁のもとで様々なに働く独立行政法人。	基26	×中小企業基盤整備機構の業務 ○新現役チャレンジ事業 ←押さえモレ ×特許流通アドバイザー←別法人
	③中小企業大学校	・全国9校。		
	④その他	・IT化支援、J-NET21、特許流通アドバイザー、知財駆け込み寺、地域イノベーション創出研究開発事業などなど。国際化対策はJETRO		
§ 2-8-2 連携・共同化の推進	①連携組織	・連携組織は法律別・目的別に覚える。 中小企業等協同組合法→事業協同組合・企業組合 中小企業団体の組織に関する法律→協業組合・商工組合 商店街振興組合法→商店街振興組合 ・ほとんど全て横ばい、漸減傾向であるが、企業組合だけ増加中。	基27 直33 模32	組合、2つの根拠法(協同組合法、団体組織に関する法律) ○根拠法→協同組合法・団体に関する法律・商店街振興組合法 ○組合の数 ○中小企業組合法 →組合の特徴から組合名の推定問題
	②高度化事業	・高度化事業は中小企業者実施(集団化・集団区域整備・ほか8つ)・第3セクター実施(地域産業創造基盤整備・商店街整備等)など様々な事業あり、都道府県と中小企業整備機構が組んで、診断と融資の一体化支援を行う。試験的には、単一県と複数県の違いによるA方式・B方式の違いが怪しい。	★ 直33	○高度化事業の融資対象 →中小企業以外にも組合・商工会など
§ 2-8-3 中心市街地の活性化	①中心市街地活性化法・スキーム	・国の基本方針に基づき、市町村が基本計画策定。内閣総理大臣に申請 ・中小企業基盤整備機構と商工会議所等が、中心市街地活性化協議会を組織する。 ・そこで事業を計画する者は、事業計画を策定し、活性化協議会の協議を経て主務大臣に申請。	★	スキームが特徴的。押さえる。
	②総合的対策	・戦略的中心市街地等活性化支援事業 ・中心市街地商業活性化診断・サポート事業		
§ 2-8-4 中小商業の振興	①中小小売商業振興法	・商店街の整備や店舗の集団化、共同店舗整備などを行う。運営管理論点。		
	②派遣事業	・中小企業整備機構から、商業活性化(単発)・中心市街地商業活性化(長期)のアドバイザーを派遣する。		
	③流通業務総合効率化法	・物流業務の効率化を図り、物流拠点の整備を規制緩和等で支える。	基28	(没問)物流効率化推進事業
§ 2-8-5 農商工連携	①農商工連携促進法	・主務大臣(経産省・農水省)の認定により、中小企業と農林水産事業者のペアに対し、2/3の経費補助やその他支援策を行う。	基29 直32 模25 模25	○農商工等連携事業/連携支援事業 ○連携事業⇔連携支援事業の切り分け ○農商工連携法のスキーム ×農商工連携認定基準 →新連携・農商工連携・地域資源の3つ セットで認定基準を覚える
	②その他支援措置	・直接認定を受けていない場合でも、地域力連携拠点事業や小規模事業者新事業全国展開支援事業などの支援策を用意。		名前長い。

§2-8-6 地域資源活用プログラム	①地域資源活用促進法に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地中小企業者×支援の組み合わせに法的な支援をしましょうという取組み。具体的には「地域産業資源活用事業計画」。地域資源とは「産地の技術」「地域の農林水産品」「観光資源(温泉)」の3つ。 ・同法による国の認定を受ければ「地域資源活用売れる商品づくり支援事業」は2/3補助。国の認定を受けない「地域資源活用販路開拓等支援事業」は1/2補助。あまり変わらないような・・。 	直28 直29	<ul style="list-style-type: none"> △地域力連携拠点 イメージ不足 ×地域力地域資源活用プログラム、認定フロー →経営革新とほぼ同じ。国は基本方針、都道府県が基本構想、中小企業が起案。再び国が出てきて認定。 ○地域資源活用売れる商品づくり支援事業 ○中小企業地域資源活用促進法・法のスキーム 法認定が必要な施策
	②その他の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・①活用促進法以外にも中小基盤整備機構が様々な施策を用意。 ・市場志向型ハンズオン支援事業：一貫したサポート体制 ・地域企業化力向上支援事業：コーディネート費用の交付 ・地域中小企業応援ファンド：ファンドは大都市圏中心なので、地域に注目。スタートアップ応援型 →地域活性化の新事業をする企業に無利子貸付 チャレンジ企業応援型 →新事業を通じた公開志向の企業に出資してキャピタル&インカムゲイン 	模26 模26	<ul style="list-style-type: none"> ※基盤整備機構のファンドは「創業」2つ・「地域」2つの違いを明確にしておく。 ○地域力連携拠点
§2-8-7 労働対策	①中小企業退職金共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・共済制度トリオの1番バッテリーは、退職金共済。勤労者退職金共済機構が5,000～30,000円/月の掛金で、従業員に直接支払い。 		
	②中小企業基盤人材確保助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・創業・異業種進出に必要な人材を雇い入れた場合に、140万円/人、5人までを助成する制度。厚労省管轄の雇用・能力開発機構の施策なので試験には出しにくい。 		
§2-8-8 下請取引の適正化・下請企業振興	①下請代金支払遅延等防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・独禁法の特別法として、特に下請企業を保護。親事業者⇄下請事業者は資本金基準のみで切り分け。製造は↑↓3億円・1千万円。情報・役務は5千万円・1千万円のバー。 ・親事業者には11個の禁止行為が明示 	基30 直35 模34	<ul style="list-style-type: none"> 下請代金支払遅延等防止法 ○資本金基準 ○親事業者の4義務 ×4義務 →押さえたつもりが、しれっと入替わられて×。再チェック。
	②下請中小企業振興法	<ul style="list-style-type: none"> ・いくつか施策があるが、頻出論点ではない。下請かけこみ寺はあまり繁盛していない。 	模36	<ul style="list-style-type: none"> ×下請かけこみ寺 →全国中小企業取引振興協会。繁盛していないのはこのマイナーさの為に
§2-9 環境変化への対応	①経営安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・外的環境変化や連鎖倒産防止への対応に3つの保護策。 ①セーフティネット貸付 ・中長期成長が見込めるが、資金繰りが厳しい企業に対し、日政金や商工中金が融資 ②セーフティネット保証 (中小企業信用保険法) →「経営安定関連保証制度」。連鎖倒産などのリスクに対し、第三者(市町村長)の認定により、信用保証協会が別枠保証をする制度。 ③経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済法) →「中小企業倒産防止共済制度」。共済2番バッテリー。取引先企業倒産の場合、中小企業基盤整備機構が、積み立てた掛金の10倍まで無担保・無保証人・無利子で貸し付ける。無利子は唯一のレアケースだが、掛金の1/10、つまり貸付金の1%は手数料取られるというオチ。 	基31 模33	<ul style="list-style-type: none"> 連鎖倒産防止3施策 ×中小企業倒産防止共済制度 →掛金も問われる。3施策まとめて表で整理。
	②事業分野の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・でない。 		
§2-10 小規模企業対策	①小規模事業者支援促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・もともと商工会(町村地域)・商工会議所(市地域)は小規模事業者への相談指導が本業です。 ・小規模事業者支援促進法は9個の「経営改善普及事業」と3つの「基盤施設事業」で構成。試験上は「JAPANブランド戦略展開支援事業」のみチェック。 ・「JAPANブランド～」日本の地域ブランドを世界に発信しよう！という壮大なチャレンジ計画。佐伯寿司海外展開計画。 戦略策定支援→500万円定額補助、ブランド確立支援→2/3補助、2000万円まで 	直30	<ul style="list-style-type: none"> ○JAPANブランド戦略展開支援事業 →商工会が支援、補助は3年まで
	②設備導入資金助成法	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与機関(都道府県中小企業支援センター)が設備資金を貸し付けたり、設備を割賦・リースで貸し与える制度。数字その他チェックしておきたい。 	基32	<ul style="list-style-type: none"> 設備資金貸付/設備貸与事業
	③小規模企業共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ・共済トリオ3番バッテリー。1,000～7,000円/月の掛金で経営者の退職金。所得控除や退職所得扱いなど、税法上の特典あり。1番バッテリー「中小企業～」は雇用者のイメージ。この3番バッテリーは小規模企業なので、経営者自身が対象。掛金最低額が低いのもそのため？ 	★	
	④小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)	<ul style="list-style-type: none"> ・日政金が行う、無担保・無保証人・低利の融資制度。商工会が行う経営改善普及制度を金融面からサポートすることが目的のため、「経営指導を6ヶ月以上受けている」などの条件つき。1,500万円 	★ 直31	<ul style="list-style-type: none"> ×マル経融資 →同一地区で1年営業、経営被指導6月